

A 2 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成	算定単位	
種類	項目			単位数		
A2	1111	訪問介護相当サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問介護相当サービスⅠ・日割		(1) 1週に1回程度の場合 日割の場合	39	1日につき
A2	1211	訪問介護相当サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合 日割の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問介護相当サービスⅡ・日割			77	1日につき
A2	1321	訪問介護相当サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合 日割の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問介護相当サービスⅢ・日割			123	1日につき
A2	C211	訪問介護相当サービス(指定)高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問介護相当サービス(指定)高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	C212	訪問介護相当サービス(指定)高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合 日割の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問介護相当サービス(指定)高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			-1	1日につき
A2	C214	訪問介護相当サービス(指定)高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合 日割の場合	-37	1月につき
A2	C215	訪問介護相当サービス(指定)高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割			-1	1日につき
A2	6001	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅱ		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅲ		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問介護相当サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問介護相当サービス特別地域加算・日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8100	訪問介護相当サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問介護相当サービス小規模事業所加算・日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問介護相当サービス中山間地域等加算・日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	4001	訪問介護相当サービス初回加算	二 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4002	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問介護相当サービス口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1回につき

A 2 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	6269	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問介護相当サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問介護相当サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問介護相当サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	

【静岡市独自の運用】

訪問介護相当サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A 2 生活援助型訪問サービス（基準緩和） サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	生活援助型訪問サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	823	1月につき
A2	2121	生活援助型訪問サービスⅠ・日割		日割の場合	27	1日につき
A2	1221	生活援助型訪問サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合	1,644	1月につき
A2	2221	生活援助型訪問サービスⅡ・日割		日割の場合	54	1日につき
A2	1331	生活援助型訪問サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	2,608	1月につき
A2	2331	生活援助型訪問サービスⅢ・日割		日割の場合	86	1日につき
A2	C221	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置 未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	-8	1月につき
A2	C230	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	C222	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合	-16	1月につき
A2	C223	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	C224	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-26	1月につき
A2	C225	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	6001	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等に サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	生活援助型訪問サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	生活援助型訪問サービス特別地域加算・日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8110	生活援助型訪問サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	生活援助型訪問サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき

【静岡県独自の運用】

生活援助型訪問サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A 6 通所介護相当サービス サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定単位	
種類	項目				単位数		
A6	1111	通所介護相当サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798 1月につき	
A6	1112	通所介護相当サービスⅠ・日割			59 単位	59 1日につき	
A6	1121	通所介護相当サービスⅡ		要支援2	3,621 単位	3,621 1月につき	
A6	1122	通所介護相当サービスⅡ・日割			119 単位	119 1日につき	
A6	C211	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1		-1 1月につき	
A6	C212	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割			日割の場合	-1 1日につき	
A6	C213	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		要支援2		-36 1月につき	
A6	C214	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			日割の場合	-1 1日につき	
A6	D211	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1		-18 1月につき	
A6	D212	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割			日割の場合	-1 1日につき	
A6	D213	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		要支援2		-36 1月につき	
A6	D214	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			日割の場合	-1 1日につき	
A6	8110	通所介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所介護相当サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	6105	通所介護相当サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護相当サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376 1月につき	
A6	6106	通所介護相当サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	-752 1月につき	
A6	5612	通所介護相当サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47 片道につき	
A6	5010	通所介護相当サービス生活向上グループ活動加算	ロ	生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100 1月につき	
A6	6109	通所介護相当サービス若年性認知症受入加算	ハ	若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240 1月につき	
A6	6116	通所介護相当サービス栄養アセスメント加算	ニ	栄養アセスメント加算	50 単位加算	50 1月につき	
A6	5003	通所介護相当サービス栄養改善加算	ホ	栄養改善加算	200 単位加算	200 1月につき	
A6	5004	通所介護相当サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ	口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150 1月につき
A6	5011	通所介護相当サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160 1月につき	
A6	6310	通所介護相当サービス一体的サービス提供加算	ト	一体的サービス提供加算	480 単位加算	480 1月につき	
A6	6011	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88 1月につき
A6	6012	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ 2			要支援2	176 単位加算	176 1日につき
A6	6107	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72 1月につき
A6	6108	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ 2			要支援2	144 単位加算	144 1日につき
A6	6103	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24 1月につき
A6	6104	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅲ 2			要支援2	48 単位加算	48 1日につき
A6	4001	通所介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100 1月につき
A6	4002	通所介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200 1日につき	
A6	6200	通所介護相当サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ	口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20 1回につき
A6	6201	通所介護相当サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5 1回につき	
A6	6311	通所介護相当サービス科学的介護推進体制加算	ル	科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40 1月につき	
A6	6100	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	59/1000 1月につき
A6	6110	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	43/1000 1日につき
A6	6111	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	23/1000 1日につき
A6	6118	通所介護相当サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	12/1000 1月につき
A6	6119	通所介護相当サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	10/1000 1日につき
A6	6114	通所介護相当サービスベースアップ等支援加算	カ	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算	11/1000 1月につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	要支援 2	単位数	単位
A6	8001	通所介護相当サービスⅠ・定超					1798 単位
A6	8002	通所介護相当サービスⅠ・日割・定超	59 単位	41	1日につき		
A6	8011	通所介護相当サービスⅡ・定超	3621 単位	2,535	1月につき		
A6	8012	通所介護相当サービスⅡ・日割・定超	119 単位	83	1日につき		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	要支援 2	単位数	単位
A6	9001	通所介護相当サービスⅠ・人欠					1798 単位
A6	9002	通所介護相当サービスⅠ・日割・人欠	59 単位	41	1日につき		
A6	9011	通所介護相当サービスⅡ・人欠	3621 単位	2,535	1月につき		
A6	9012	通所介護相当サービスⅡ・日割・人欠	119 単位	83	1日につき		

【静岡市独自の運用】

通所介護相当サービスⅡは、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A6 運動型通所サービス（基準緩和） サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A6 1211	運動型通所サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1438 単位	1,438	1月につき
A6 1212	運動型通所サービスⅠ・日割			47 単位	47	1日につき
A6 1221	運動型通所サービスⅡ		要支援2	2896 単位	2,896	1月につき
A6 1222	運動型通所サービスⅡ・日割			95 単位	95	1日につき
A6 C221	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1		-14	1月につき
A6 C222	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割			日割の場合	-1	1日につき
A6 C223	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		要支援2		-29	1月につき
A6 C224	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			日割の場合	-1	1日につき
A6 D221	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1		-14	1月につき
A6 D222	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割			日割の場合	-1	1日につき
A6 D223	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		要支援2		-29	1月につき
A6 D224	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			日割の場合	-1	1日につき
A6 8110	運動型通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6 8111	運動型通所サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6 6125	運動型通所サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に運動型通所サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6 6126	運動型通所サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	-752	
A6 5622	運動型通所サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A6 8004	運動型通所サービスⅠ・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1438 単位	定員超過の場合 × 70%	1,007	1月につき
A6 8005	運動型通所サービスⅠ・日割・定超			47 単位		33	1日につき
A6 8014	運動型通所サービスⅡ・定超		要支援2	2896 単位		2,027	1月につき
A6 8015	運動型通所サービスⅡ・日割・定超			95 単位		67	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A6 9004	運動型通所サービスⅠ・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1438 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,007	1月につき
A6 9005	運動型通所サービスⅠ・日割・人欠			47 単位		33	1日につき
A6 9014	運動型通所サービスⅡ・人欠		要支援2	2896 単位		2,027	1月につき
A6 9015	運動型通所サービスⅡ・日割・人欠			95 単位		67	1日につき

【静岡市独自の運用】

運動型通所介護相当サービスⅡは、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A6 サロン型通所サービス（基準緩和） サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	1311	サロン型通所サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,258 単位	1月につき
A6	1312	サロン型通所サービスⅠ・日割		要支援2	41 単位	1日につき
A6	1321	サロン型通所サービスⅡ		事業対象者・要支援1	2,534 単位	1月につき
A6	1322	サロン型通所サービスⅡ・日割		要支援2	83 単位	1日につき
A6	C231	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1		-13 1月につき
A6	C232	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割		日割の場合		-1 1日につき
A6	C233	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		要支援2		-25 1月につき
A6	C234	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割		日割の場合		-1 1日につき
A6	D231	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1		-13 1月につき
A6	D232	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割		日割の場合		-1 1日につき
A6	D233	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		要支援2		-25 1月につき
A6	D234	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		日割の場合		-1 1日につき
A6	8110	サロン型通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111	サロン型通所サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	6135	サロン型通所サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサロン型通所サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376 1月につき
A6	6136	サロン型通所サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	-752 1月につき
A6	5632	サロン型通所サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47 片道につき

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	8007	サロン型通所サービスⅠ・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,258 単位	定員超過の場合 × 70%
A6	8008	サロン型通所サービスⅠ・日割・定超		要支援2	41 単位	
A6	8017	サロン型通所サービスⅡ・定超		事業対象者・要支援1	2,534 単位	
A6	8018	サロン型通所サービスⅡ・日割・定超		要支援2	83 単位	
						881 1月につき
						29 1日につき
						1,774 1月につき
						58 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	9007	サロン型通所サービスⅠ・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,258 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%
A6	9008	サロン型通所サービスⅠ・日割・人欠		要支援2	41 単位	
A6	9017	サロン型通所サービスⅡ・人欠		事業対象者・要支援1	2,534 単位	
A6	9018	サロン型通所サービスⅡ・日割・人欠		要支援2	83 単位	
						881 1月につき
						29 1日につき
						1,774 1月につき
						58 1日につき

【静岡市独自の運用】

サロン型通所介護相当サービスⅡは、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費A	事業対象者・要支援1・2	442	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合		438	
AF	1201	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメント費C		309	
AF	1202	介護予防ケアマネジメントC+高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合		306	
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	